

第5回川口市自治基本条例策定委員会会議録

川口市自治基本条例策定委員会

目 次

第5回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表	1
第5回川口市自治基本条例策定委員会会議録	5
1 開会	6
2 傍聴の許可について	6
3 議事	
(1) 素案の確定について	7
(2) (仮称) 起草委員会の設置について	21
(3) 今後のスケジュールについて	32
4 その他	37
5 閉会	40

第5回川口市自治基本条例策定委員会出席者・欠席者一覧表

1 開催日時 平成20年10月16日(木)

開会 午後 7時26分

閉会 午後 9時22分

2 開催場所 川口市職員会館 3階体育室

3 自治基本条例策定委員会出席委員

	氏名	備考
委員長	立石 泰広	市議会議員
副委員長	金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科・教授
副委員長	三宅 雄彦	埼玉大学経済学部・准教授
委員	佐々木 秀夫	川口鋳物工業協同組合
委員	増田 征則	川口機械工業協同組合
委員	湯本 孝子	ファミリーサポートセンターサポーター
委員	小川 裕子	日本ガーディアン・エンジェルズ川口支部
委員	北原 伸泰	川口市民生委員児童委員協議会
委員	永瀬 恒夫	前朝日地区連合町会長
委員	木岡 崇	市議会議員
委員	岩澤 勝徳	市議会議員
委員	松本 英彦	市議会議員
委員	豊田 満	市議会議員
委員	大関 修克	市議会議員
委員	阿部 ひろ子	市議会議員
委員	金子 信男	市議会議員
委員	浅羽 理恵	公募委員
委員	庵地 眞見	公募委員
委員	碓 康雄	公募委員
委員	石井 邦夫	公募委員
委員	伊田 清	公募委員
委員	大崎 行雄	公募委員

委 員	神尾 裕子	公募委員
委 員	河合 恭平	公募委員
委 員	小島 勉	公募委員
委 員	篠田 直毅	公募委員
委 員	鈴木 忠寛	公募委員
委 員	高橋 清	公募委員
委 員	堀和 光二郎	公募委員
委 員	林 美恵子	公募委員
委 員	森 雄児	公募委員
委 員	吉澤 康博	公募委員

4 自治基本条例策定委員会欠席委員

	氏 名	備 考
副委員長	平 修久	聖学院大学政治経済学部・教授
副委員長	佐藤 徹	高崎経済大学地域政策学部・准教授
副委員長	石井 良一	滋賀大学産業共同研究センター・特任教授
委 員	團野 純子	川口商工会議所
委 員	砂沢 学賦	川口青年会議所
委 員	椎橋 美孝	川口農業青年会議所
委 員	中村 純司	日本労働組合総連合会埼玉県連合会・川口地域協議会
委 員	光田 直之	市議会議員
委 員	池田 嘉明	市議会議員
委 員	伊田 昭三	公募委員
委 員	落合 祥二	公募委員
委 員	佐藤 一毅	公募委員
委 員	堀 啓映子	公募委員
委 員	山田 幸子	公募委員
委 員	吉田 順子	公募委員

5 その他の出席者

	氏 名	備 考
事務局	村川 勝司	企画財政部長
事務局	押田 善司	企画財政部次長兼総合政策課長
事務局	渡辺 悦男	総合政策課主幹
事務局	永井 克昌	総合政策課長補佐兼総合政策係長
事務局	三野 悟	総合政策課主査
事務局	中村 美智江	総合政策課主査
事務局	二俣 祐二	総合政策課主査
事務局	松木 利史	総合政策課主任
事務局	中山 知樹	総合政策課主任
事務局	小池 純司	(株)野村総合研究所
事務局	妹尾 昌俊	(株)野村総合研究所

第5回川口市自治基本条例策定委員会会議録

1 開会（午後7時26分）

立石委員長

本日は、第5回策定委員会を急ぎよ開催することになりましたが、皆様方には公私ともに大変お忙しい中、ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

そして、編集委員会からの報告では、素素案がまとまったということでもありますので、先ほど第9回運営調整部会を開催し、素素案を審議いたしました。これを策定委員会にお諮りをさせていただきたいと思います。

なお、編集委員会は、各部会からの提案をまとめるために、6カ月間にわたって検討されてきました。この間、14回の編集委員会、2回の正副委員長会議、プロジェクト会議など、計17回の会議が開催されたとのことでもあります。

詳細は、この後、鈴木委員長さんからご報告がありますが、その編集に当たりましては、鈴木委員長さんを始め、編集委員の皆様には、会議が休日や深夜に及ぶことも数多く、大変ご苦勞いただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

また、広報・PIチームから提案のありました「市民フォーラム」を9月14日（日）に開催いたしました。委員の皆様のご協力を得て、盛大に開催することができました。

当日は、総勢276名の方に参加していただきました。詳細は、各部会を通して報告されていることと思います。

この編集委員会と広報・PIチームにつきましては、4月10日に開催した策定委員会で、新たに設置したところですが、その役割を十分に発揮していただいているものと思っています。改めまして、編集委員会、さらには広報・PIチームの皆様には、ご協力をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、これより、第5回策定委員会を開会いたします。

本日の出席者は半数以上でありますので、この会議は成立しております。

なお、本日は次第の2の議事にありますとおり、

- (1) 素素案の確定について、
- (2) (仮称) 起草委員会の設置について、
- (3) 今後のスケジュールについて

でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

2 傍聴の許可について

立石委員長

それでは、初めに、傍聴についてお諮りしたいと思います。

本日の会議を傍聴したい旨の届け出が2名の方から提出されておりますので、これを許可したいと存じます。

傍聴の人は、傍聴席へお願いします。

なお、会議が始まってからの傍聴希望については、これまでどおり、会議の進行を止めることなく、事務局で対応し、入場していただくということで、ご了承願います。

3 議事

(1) 素案の確定について

立石委員長

それでは、早速、議事に移りたいと存じます。

初めに、次第の2(1)素案の確定について、編集委員会の鈴木委員長さんからご説明をお願いしたいと思います。

鈴木委員長

編集委員長の鈴木です。一応、素案がまとまりましたので、私のほうから説明させていただきます。

皆さん、お手元に素案があるかと思しますので、そちらをご覧ください。先に申し上げさせていただきますが、まとまらなかった部分があります。これは、皆さんの資料にはないのですが、やはり、5部会から出てきた内容を比較表という一覧にまとめ、さらに、これを一つにまとめる作業を長時間かけて進めてきましたが、まとめきれなかったところがあります。

まず名称ですが、これは4つまでしか絞れませんでした。これについては、実際まとめながら決めていくことでもいいのではないかというような意見も結構あったのと、対話集会とパブリックコメント等で、意見を聞いて決めていってもいいのではないかということで、4つまでに絞り、この後については起草作業チームに委ねる形になりました。

それからもう一つ、前文です。前文については、4つの案が出ています。この4つの案をたたき台にして、起草作業チームが検討していただくことになるんですけども、この前文について、まず説明をします。

一つは、川口らしさを入れたいということです。この川口らしさということについては、歴史だとか文化、それから立地ですとか、今、抱えている問題、そういった部分についての特筆すべき部分、これは載せていこうじゃないかというところがありました。それから、将来こういう方向に向かっていけばいいのではないかという部分と、あと市民が主権者であるべきこと、いわゆる基本理念的なことですね、こちらについ

てはやはり載せるべきだということでまとまりました。

1 ページの3番の総則、こちらをご覧くださいと、この条例の前文に掲げる自治の基本理念に則りという始まりになっています。ということで、ここに基本理念に則ると書いてある以上、これに続くような前文を書かれなければいけないということです。もちろん、この条文への持っていく方については、議論はさまざまありました。実際は、基本理念については、やはり項目としてきちんと起こすべきだということもあれば、前文である程度載せていけばいいのではないかとということ、これも意見が分かれたところ。しかし、編集委員会としては、こういう形でおさめたということです。

それと、ページをめくっていただくと、皆さんお気づきになると思うんですけども、素案のたたき台のほうには、地域のビジョンは全部カットになっています。この地域のビジョンについての取り扱いについては、前文に載せたほうがいいのか、もしくは載せなくてもいいのではないかと、いわゆる市民憲章的なところの部分があると、心の持ちようというか、愛着を持つとか、こういった部分については条文に載せるのはどうかと、それぞれに意見が分かれたところ。ですので、この部分についての扱いは、前文に載せたらどうかという意見と、載せなくてもいいのではないかと意見で分かれたところなんですけれども、載せられるならば前文かなということとどまっているところ。いずれにしても、地域のビジョンがカットになっていることをご了承ください。

それから、前文の取り扱いについては、実は運営調整部会でも議論になったところなんですけど、4つの部会から4つ案が出ているんですけど、それらをたたき台としてやると、もともと第1部会から出ていたもの、それから第2部会、第4部会、第5部会から出されたものがありますので、そこを中心に議論していただくということでまとまっていますけれども、これの細かな文書については、起草作業チームで起こしていただく形になります。

次に3番の総則、目的のところになります。こちらのほうについては、先ほど申し上げたとおり、自治の基本理念、それから自治の基本原則、特に自治の基本原則が載っていないというような話いろいろ出まして、項目としても出してないところ。ですから、これについてはいろいろ議論があったというふうに説明のところに書いてあるかと思うんですけど、今のところ自治の基本理念については前文のほうで、それから自治の基本原則については特に説明が必要だという意見は出ているんですけど、項目として起こしていない状況になっています。

それでは、ある程度中心的なところを説明していきますので、よろしくお願ひします。

2 ページの条例の位置づけ、こちらのほうについては素案のたたき台では「尊重する」という形になっていました。けれども、最高規範性を保つ上では、あくまで強

調しなければいけないというところで、「適合させなければならない」というふうになっています。ですので、本市の条例ですとか規則とその運営、それから市政運営については、この条例の趣旨に適合させなければならないという強調した表現になっているところが修正されたところです。

それから、定義のところです。定義のこの2つについては、特に自治のほうについてはかなり議論があったところです。ですから、これはちょっと前に出たものと違うのではないかという意見があるかもしれませんが、編集委員会でこういう形にまとめました。また、この2点に加えて、実は、協働についても定義をするべきではないかという意見が出ています。4ページ目をめくっていただいて、協働の原則、こちらのほうについてはもともとたたき台では、協働の原則というところはかなりボリュームがあったところなんですけど、カットになっています。ここのところについては、相当議論があったところですが、編集委員の方から聞いていただければと思うんですけども、特にこの協働の原則について、定義等を載せたらいいのではないかという意見と、やはりこういったものについては載せずに、今後将来的にも協働の形というのはいろいろな捉え方があると、学識者の方に聞いても意見が分かれているところですので、今のところ保留になったまま、定義については載ってないという状況になっていますので、ご了承ください。

次に、2ページ目の下のほうの市民のところです。この市民の権利のところについては、多く議論したのは、市民の役割のところ。もともと市民の役割、責務にしたほうがいいのではないかなという意見が結構ありました。実は、ページをめくっていただくと行政の役割、責務、市長の役割、責務、それから議会の役割、責務と、それぞれについてはすべて役割、責務というふうに書いてあります。ところが、市民は役割だけです。これはさまざまな視点があって、バランス的におかしいのではないかという意見もあります。その市民に対して責務というのを設けるのは、自治基本条例にちょっとそぐわないのではないかという意見が多くありました。ただ、その役割の中に責務が含まれているのではないかという意見もありましたし、これについては相当議論がありました。ただ、今のところ責務については取り扱いを慎重にするべきだということがありまして、もともと自らの発言と行動に責任を持たなければならないと、相当強い表現がたたき台にはありましたが、これはカットし、ある程度、市民が自主自立的な市民活動によって、お互いの権利を尊重すると、ここまでであろうというところは合意形成がとられたんですが、さらに強めて市民の責務というところを謳うことについては、やはり慎重な意見も出ました。ということで、役割に止まっています。ただ、やはり責務、市民の責任、これから協働についての考え方にもかかわってくると思うんですけども、根強くやはり責務をきちんと市民も書かなければいけないんだという意見は多く出ていたということを重ねて報告しておきます。

それから、事業者の責務というのがまた項目としてあったのですが、これについて

は役割というふうに変更されています。逆に、責務というのは重過ぎるのではないかと、事業者には責務と、ほかのところは役割、責務とあって、何で事業者だけ責務かというところは、やっぱり事業者の役割というふうに変更されています。変更については、以上です。

それから、3ページ目の一番下、市民参加、それから4ページ目の協働の原則について説明します。ここは、市民参加を保障するために必要な条例を整備するというのと、協働を推進するために必要な条例を整備することは、一見すると、市民参加の環境として協働があるんじゃないかという意見と、協働と市民参加は別物であるという意見とで、非常に議論が分かれたところです。ただ、片方を残して片方をとるというような、そういったところにはなりませんので、市民参加と協働については、それぞれ個別条例を設置するというに、今のところなっています。けれども、両方必要ないのではないかとあくまで1つでいいという意見もありますし、あくまで協働は協働として、別個として、きちんとこの条例に載せるべきだという意見もあったので、今のところ2つ載っています。また、協働については、先ほど申し上げたとおり、定義等について、やはり載せるべきではないかという意見がかなり多くありました。この考え方について話をすると相当意見が分かれますので、これについては、編集委員の方々がよくわかっていますので、ぜひ聞いてみてください。

それから、4ページ目の下のところ、地域コミュニティと、これは仮置きした題名がかなり変わっているんですけど、もともとは、地域の連携という項目になっていました。これについては、ちょっと地域の連携というのでは意味合いが違うのではないかとということで、地域コミュニティという項目に変わっています。もともとの小項目として挙げているところは、仮として事務局がいわゆる編集委員会でまとめやすいように仮置きとしてつくった項目なんですね。ところが、これを体系として編集していくという作業までは、至りませんでした。ですので、この小項目について、この部分にふさわしい、ふさわしくない、もしくは、流れ的にこうではないとか、市民が先にきてとか、いろんな体系についての議論は、そのままになっています。ですので、起草作業チームのほうで、恐らくこの前文のところ、それから体系のところについては、大きく委ねられるところになってくるのではないかと思います。

それから、地域コミュニティの内容については、ちょっといろいろ議論があったんですけども、カットされているところとしては、地域協議会とかいろんな個別事例的なところは出たんですが、これについてはちょっと条例としてどうかというところが、法規の担当からありまして、カットになっているところがありますので、ご了承ください。

それから、5ページ目の市政へのアクセス手段、ここで市民の提案制度という項目がなくなっています。ところが、2番目の丸で全く同じ内容が出ています。これについては、市政へのアクセス手段という項目にするのか、それとも市民提案制度という

のは、別途項目として残しておくべきなのかというところで議論が分かれました。ひとまずは、市政へのアクセス手段というところで大枠で書いています。内容的なところで大幅に修正というところはないです。

ただ、これから説明していくところで、皆さんなぜと思うところがあると思いますので、先に説明しておきますが、3番目に、市は審議会等の設置にあたり、原則、市民を公募しなければならないとか、公益通報制度、この後、監査とか出てくるんですけど、公益通報制度、それから情報公開とか、既に、川口市としてシステムとしてあるもの、ルールとしてありますというのをあえて項目として出しているところがあります。やはり条例は簡素化したほうがいいのではないかという意見もたくさんあった中で、既にあるものについては出さなくていいのではないかという意見は結構出ていました。けれども、やはり、あえて条文に載せておいたほうがいいのではないか、まだ市民に十分に浸透しているとはいえないのではないかということで残してあります。ご了承ください。

5ページ目の一番下の住民投票です。この住民投票についても、「住民投票を実施しなければならない」と強調した形で残っています。これについては次のページに書いてありますが、説明のところに注目してほしいんですけども、投票権、例えば、他市の条例では18歳以上だとか20歳以上とか、いろんな投票の要件、それから、市長、議会それから市民のほうから出せる発議要件など、発議できることに対しての何分の1とか、市民であれば50分の1とかあると思うんですが、そういったところについての詳細な規定については、今後、条例で示していけばどうかというふうに話はとどまっています。これについては、細かな議論が出てくるとかなり難しくなってきます。慎重に議論しなければいけないところだということもありましたので、個別の条例に委ねるというところでありました。

ただ、この住民投票については、条例の設置期限、ほかの個別条例もそうなんですが、例えば、協働についての条例ですとか、市民参加についての条例、こういったものについての個々の条例については、このままでは、いついつまでできるとか、そういったものについては書いてないので、それであれば、附則等で、例えば、3年以内に設置するとか、いついつまでに設置する、そういった設置期限をきちんと設けたほうがいいのではないかという意見もありました。もちろん、それは、あえて設けなくてもいいのではないかという意見も出ています。ただ、やはりこういったものについては、ある程度、3年とか4年とか期限を区切って、きちんと設置するところまで、本文にきちんと書かないとやっぱりいけないのではないかと、そういう意見は、多く出ていました。詳細な制定等について、その個別条例をどこでやっていけばいいのかということになっています。

ただ、これについては、各部会でこれからも逐条解説に載せたほうがいいのか、本文にきちんと載せたほうがいいのかというところを、きちんと議論する必要

があると思います。

それから、議会と市長のところについては、内容的には大幅に修正等はないんですけども、市長のところできく議論になったのは、市の出資法人の経営状況について、適切な指導、調整を行うところと、市長は出資法人の長を兼ねることはできないというような条文が、素案のたたき台にはありました。これについて本文に載せるべきか載せないべきかということは、かなり議論を交わしたところです。結果的には、本文に載せてないのですが、ここの市長のところではなく、9ページ目の財政のところでは黒ぼつの3番目のところで議論が載っています。実際、部会から出てきた意見が説明に載ってないのではないかという話になると誤解がありますので、9ページ目の財政のところに表示していますので、ご了承ください。ここについては相当時間を割いてやったところなんですけど、今のところは本文に載せるまでに至らなかったというところです。ご了承ください。

行政の役割、責務、組織運営等については、ある程度文書的な構成をやったところにとどまっています、素案のたたき台にほぼ意見を載せた形になっています。

それから、8ページ目の危機管理ですが、素案のたたき台については、かなり個別事例的なところまで書いてありました。ただ、一般的な部分を載せておけばいいのではないかというところがありまして、個別の内容的なところではなくて、全体的に総括的な自然災害とか人的災害というところで、実は素案の段階で地震とか風水害とかいろいろ個別なところを書いてあるんですけど、それにまとめた形で修正案として書いてあります。

それから、行政評価、行政監査については、特に大幅な修正等はないんですけど、先ほど申し上げたように公益通報制度は、もともとあるものだけでも、ここで、あえて載せるというのは、先ほどご説明したとおりです。

それから、総合計画ですね、こちらについては、もともと最高規範ということを見れば、いわゆる条例だとか規則等の部分、それから市政運営に当たっては、この自治基本条例の趣旨に適合させなければいけないと書いてあるので、わざわざいいのではないかという意見も出ました。けれども、やはり総合計画というものに対して、その重要性を鑑みて、項目としてきちんと載せようということで、あえて項目として出そうという意見がありました。

ただ、皆さんお気づきになっていると思いますが、主語が「市は」と書いてあります。そうすると、行政の役割、責務の項目にみんな載るようになるのではないかという議論もありましたが、あえて項目として出そうというのは、そういった重要性も鑑みて、項目として載せようということになりました。

次に、財政のところですけども、この内容については、具体的な部分が、実はたたき台のほうに載っていました。ですけど、これについては総体的な部分にとどめようと、なおかつ、健全性や目標値の設定については、それを縛るようなルールがあ

る程度できたということに、とどまったところです。

それから、情報公開や職員の能力向上、それと、国、地方自治、海外との連携については、特に大幅な修正はないですけれども、コンプライアンスのところについては、実は、たたき台のほうでは2番目の丸がありまして、市民ですとか市長、議会が、自治に関して権力を利用することはしてはいけませんというような文面がありました。しかし、この条例の理念に基づいて高い倫理観をもって職務を遂行すれば、逆にそういったものはないのではないかとということで、報告されています。

それから、9番目の市政オンブズマンについては、相当議論が分かれたところです。つまり設置するか設置しないかということですね。この10番目の条例の運用のところにもかかわってくるんですけれども、運用推進委員会、いろいろ検証する、この条例が設置されて、この後どうやって運用されていくか、これに基づいて適切に運用されているかということについて、市政オンブズマンがあれば、この運用推進委員会、検証する委員会は要らないのではないかと意見もありましたし、いや全く市政オンブズマンというのは異質というか、内容が異なるものだから、2つあってもいいのではないかとということも意見が出ました。また、市政オンブズマンというものがどうやって選ばれてどういう役割をするのかということに対して、ちょっとわからないということで慎重な意見があり、市政オンブズマンは現状はなくてもいいと、運用を検証する部分の運営推進委員会の部分だけでいいんだということで、意見は割れたところです。ただ、今のところは市政オンブズマンのところと運用推進委員会、両方あっていいのではないかとということで議論がとどまりまして、編集委員会としては市政オンブズマンと運用推進委員会、両方併記という形になりました。

それで、10番目の運用推進委員会なんですが、実は、もともとこれは2つの視点がありまして、例えば協働をはじめ、いろいろな川口市の自治がきちんと進んでいますかという視点と、この条例が設置されて適切に運用されているのかと、例えば個別の条例だとかいろんなものがきちんと進んで作れていますかという、そういうような2つの視点がありました。最初に申し上げた自治がどこまで進んでいるのかとか、どうやってはかるんだという議論もありました。ですけれども、逆にこの自治基本条例のほうが適切に運営されていけば、自治は進んでいるのではないかとというようなところがありまして、今のところあくまで条例の運用状況について検証するというのが、役割として残されたという形になっています。

そして、このところでもともと議会とか市長、本来はこの運用検証委員会がいろいろ検証した改善すべき事項だとか、この時代にそぐわないのではないかととか、いろんなそういった部分については、議会が市長に答申して公表するというような文面になっていたんですけれども、この時点では市長になっています。これについてはいろいろ議論がありましたが、公表するということになれば、議会に、当然、聞くことになりますし、議員さん等も参加してますので、これもあくまで市長に提言をして、広く

市民の意見を聞いて、見直し等必要があればやっていただくという形で、市長に提言し、それから公表する。公表すれば、必然的に議会のほうにもということで、議会がカットになっているというのは、そういう意味です。逆に、それで議会が動いてないということであれば、皆さんに意見を聞いていただくという形になるのではないかと、あえて議会をここに載せるのは、そういうことでおかしいのではないかとということでカットになっているという意味です。

特に、この運用推進委員会のほうについては、11ページ目の説明のところの3番目に書いてあるんですけど、運用推進委員会、仮称になりますけれど、この選出方法、構成メンバー、それと開催数、つまり設置した後でどんな方々がどういったところを検証するのかということ、そして、選出メンバー、皆さんから出たのは、こういったような、これだけの規模ではないんですけども、これよりも人数は少ないかとは思いますが、こういった形で市民の公募と有識者の方々が集まって、この自治基本条例がきちんと運用されているかどうかをチェックして、審議する必要があるのではないかと思います。ただ、これが例えば年に2回しかないとか、必要なときにしか呼ばれないとか、そういうことがあると、作るだけ作って終わってしまうのではないかとというようなところがやっぱり疑問としてあったので、今後部会等で選出方法、構成メンバー、それから運用推進委員会の開催日だとか、どういう形で設置されるのかということについては、逐条解説のところきちんと明記するとか、そういったところについて個別的なところになりますけど、これはまだまだ部会のほうできちんと検討してやっていくところではないかなと思います。

この素案についてはあくまで素案ですので、これから部会のほうで検討していただいて、それからパブリックコメントも20日にあります。それから、対話集会で意見も出てきます。それから、市民フォーラムで出していただいた意見もあります。これらをどうやって反映させるかということについては、これから部会、それから調整部会でも議論して、起草作業チームにどうやって反映させるかというところを検討することだと思います。ですので、皆さん、これはもちろん素案として大幅な修正ということはもちろんないとは思いますが、ある程度、皆さんの意見がこれからも反映されるような形になっていくと思いますので、いろいろご意見があるかと思しますので、今後の部会、運営調整部会のほうで意見を出していただければと思います。

以上です。

立石委員長

ありがとうございました。17回を数える開催、延べ時間でいくと100時間ぐらいの議論を重ねていただいたものを約30分程度で説明をしていただいたわけです。

委員長の報告につきまして、先ほどの運営調整部会でもいろんなご意見をいただきましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

神尾委員

起草委員のメンバーを聞いてから意見を言ったほうがいいのか、今言ったほうがいいのか悩んでいるんですけども。

立石委員長

どうぞ、今、おっしゃってください。

神尾委員

はい。

本当にご苦労さまでした。一体何十時間検討されたのかと思うと、本当に頭が下がります。私もその中のほんの一部分の数時間をのぞかせていただきましたが、大変熱の入った話し合いを間近に拝見し、本当に頭が下がる思いがいたしました。ありがとうございました。

1時間前にこちらをいただいて、幾つか思ったことを話させていただきます。

市民参加、それから協働のところ、そして市政のアクセス手段、住民投票といったところに必ず、別の条例、別の審議会といったようなことが出てきております。となりますと、この条例をつくった後に、また別の委員会、策定委員のようなものができて、そこで改めて市民参加が話し合わせ、協働が話し合わせ、住民投票が話し合わせられていくのかなと思うと、今までの我々の話し合いよりも後からできるそちらの委員会の意見が強くなるのかなと。そして、そこにはアクセス手段として市民を公募しなければならないとありますから、後からの委員会に入られた委員の方々が結局は、この大事な部分、市民参加、協働原則、住民投票のところを作っていくことになるのだろうかということを懸念しております。

それともう一つ、6ページでございます。議会のところを見ますと、「議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政の運営に適切に反映されるよう議決と政策提言をしなければならない」ということで、この二元代表制において議会の責任は大変重いと思っておりますが、戻りまして5ページ、住民投票、その議会と同じぐらいの発言力をもって市民もまた住民投票を実施することができるとありますと、ここに何か議会が市民の代表というよりも、議会と市民が意見が違った場合、敵対関係になってしまうって、そういう言い方はおかしいかもしれませんが、議会が市民の代表なんだってところがどういうふうに体系づけられていくのかなというのが、わからないというか、関係がどうなっているんだろうと思いましたので、その辺は、今後体系を練る中で考えていただければなと思います。

さてもう一点、最後になんですけども、この策定委員にさせていただくに当たり、私たち全員が書いた論文がございました。「あなたの考える協働でのまちづくり」、そ

のときからのずっと疑問です。「協働」って何だろう。結局、私の協働って何だろうは、この自治基本条例、素案の中にも述べられることはなく、協働の定義づけというのがないまま、協働ありきで発進しようとしております。もっと深く協働をこちらのプリントなんかにありますように、協働を深く深く学び考え、これが協働なんだと言える方にとっては、「協働」という言葉は非常に自然で身近なものでしょうけれども、生まれて、このかた「協働」という言葉を知らずにきた一般の私のようなものにとっては、協働って何だろうです。ずっとそれが解決されないまま、素案に至ってしまったことが何となく残念です。つまり何が言いたいかというと、一般の人にとっては協働がわかりません。どうかわかる、そういうものにしていただきたいなと思っております。

以上です。ありがとうございました。

鈴木委員長

ありがとうございました。

まず1点、最初にあった個別の条例をそれぞれ設ける過程についてのご指摘がありました。あくまで私の理解ですが、自治基本条例はそれぞれの条例に対してある程度上位の最高規範性というものがありますから、上位である、つまり理念的なものであるから、ここでは、設置するということにとどめることになるかと思えます。ほかの市でも、そういった住民投票ですとか、市民参加の市民提案制度等について、できるという、そういう方向性を示しています。個別具体的な条例については、やはり3年なり4年かけて、きちんと議論して作成する。例えば住民投票というものを作るのに、逆に言うと、この策定委員会でそれをやるべきではないんじゃないか、もしくはそれをここで議論したら、相当分厚い自治基本条例ができますよね。それはこの条例の性質としてそぐわないんじゃないかなと思えます。あくまで方向性としてはこうだと示すのが自治基本条例だと理解していますので、条例が必要だということにとどまることでよいと思えます。

ただ、もしこの中でどうしても必要、どうしても重要だということは、本文に載せるべきであると、皆さんからご意見をいただければと思えます。例えば、住民投票の発議要件です。これだけは重要だから、載せておきたい。例えば、投票要件として18歳以上という記述が必要だということであれば、その要件だけは載せておこうということになります。そのほかの部分については、個別条例で載せてくださいねという形もあり得ると思えます。全部が全部ではないと思えますし、皆さんがもしこれはあえて根幹をなすところだから重要だと思えば、ぜひ本文に載せるべきだという意見を出していただきたいと思います。それ以外の部分については、逐条解説でこういう方向性で例えば条例は設置してくださいとか、こういうメンバー構成でやってくださいというようなところは、まだまだ検討の余地はあるかと思えます。ただ、理念的な

ものですので、本文にすべて載せるとするのは無理だと思います。

それから、議会のところで、市民と議会の関係ですが、これはもちろん議員さんもいらっしゃるから、明確に反対をする方もいらっしゃると思います。つまり市民の代表である議会と市民の関係性がおかしくなるのではないかという点で、先ほど発議要件ということを申し上げましたが、市民から簡単にこういった伝家の宝刀みたいなものを抜けないようにして、あえて何分の1というハードルを高め、簡単には抜けないようにしますということも一つの方法だと思います。私も住民投票について本もいろいろ読みましたが、もちろんそういうバランスが議会とはあると思います。ただ、議員さんが選ばれて3年とか2年とかやっぱり年数を経ていくと、いろいろタイムラグが発生して、その間に重大な議案がこれから10年後、20年後起きるかもしれないということで、住民投票は市民からの発議でつくったほうがいいんじゃないかと思えます。

ただ、発議の要件に高いハードルを設定すれば、その問題は解決できるのかなという、個人的には理解しているところです。ですので、これについてはまだまだ他の意見があるかと思えます。

それから、協働のところですね、これについては、正直有識者の方が参加するたびに違う意見を言うんですね。つまり何が言いたいかということ、先生方でも意見が分かれているということですから、逆に言うと協働は定義できない、だから定義しない。これは個人的な意見です。つまり定義できないし、これから未来に向けて例えば団体とこういう個人の関係だったり、団体とこういう行政との関係なのかって、いろいろ形態が変わっていくわけですよ、昔はNPOがなかったとかね。ですから、そういったところはこれからも流動的に変わってくるかもしれないからこそ定義づけされていない、もしくは定義できないということが、私は個人的な理解です。逆に、皆さんでこれから一緒に考えていきましょうということで、個別条例のご指摘ということは、そういうところもあるんじゃないかなと理解しています。もし編集委員の方で補足があればおっしゃっていただければと思います。

以上です。

立石委員長

ほかにありますか。浅羽委員どうぞ。

浅羽委員

第3部会の浅羽です。本当に編集委員会、ご苦労さまです。皆さんお疲れさまでした。今、お話を聞いていまして、まだいろいろ議論が分かれているところが幾つか残っているんだなというふうに思いました。例えば、この市をどのように治めるのか、市民の権利を確立するという形で治めるのか、あるいは一緒に協働でやっていくとい

う形で治めるのかというあたりですとか、あるいは市民の責務を入れる入れない、また市政オンブズマンや運用推進委員会のどちらを入れるか入れないのかというあたりは、大きく議論が分かれているというふうに思ったのですが、そのあたりをぜひ今後の部会でも、きちんともう一回議論し合っていきたいというふうに思いますし、また起草委員会の中でもきちんところら辺をどのようにするかということぜひ議論をしてほしいと思います。

以上です。

立石委員長

ありがとうございました。ほかにありますか。

高橋委員

今の浅羽委員のお話にも関係しますけれど、例えば、今、出ました住民投票の話、私は余り積極的ではないんです。というのは、代表民主制をもう少し徹底していけば、要するに、市民と議員さんとのいろんな意見交換など意思疎通が十分図れれば、本当は住民投票という手の込んだ、イエス・ノーしか聞けないような簡単な方式で賛否を問うよりも、議員さんを通してわかりやすく、あるいは議会でもいろいろ議論してもらって、問題点はこうですよ、とつまびらかに市民に提起して、そういう中で市民のイエス・ノーを聞くとか、あるいは反映させていくというのが、本当は地道な代表民主性の基本的なところだと思うんです。だから、そう考えれば、住民投票が必要になってくるケースもあるかもしれないんですけども、余りにこのことに時間をかけてやっていくべきではないというふうに感じています。

もともと住民投票一つの項目にしても、議論が尽きないんですよ。ところが、時間、時間で追われて、私どもの第2検討部会でも話が出ましたが、いつの間にかほかの内容に話が行ってしまい、掘り下げがちっともできないんです。ちっともできないという言い方で私はいいいと思うんですけども、そういう時間に追われて、果たしていいかどうか、もう少し時間をかけてやっていく必要があるのではないかと、私は思うんですが、いかがでしょうか。

鈴木委員長

私を感じた全体的なことに関わることを申し上げるんですけども、編集委員会をやっていた感想として、感想になっちゃうんですけど、正直、会議は、11時とか12時までやっていたんです。最初から議論が大きく分かれているところは、歩み寄りがあったかということ、もちろん歩み寄りがあった部分というのはたくさんありますが、最初から例えば市民と行政の関係性を考えていくと、市民と議会、そういったところについてはもともと考え方が分かれているんですね。特に市民の責務なんていうとこ

ろなど。ですから、そこに議論をたくさん時間かけたからちゃんとした結論が出るというのは、少し考えにくいかなと思うんです。もちろん皆さんが全員納得できるものができればいいですよ。それは理解ができます、でもしようがないなというようになればいいのですが、これについて時間をたくさんかけたからかけた分だけ、皆さんの多くの納得が得られるかどうかというのは、これまた別問題かなと、個人的には議論を積み重ねている限りでは感じました。済みません、感想です。

立石委員長

ほかにありますか。

神尾委員

9ページの財政のところです。地方自治法第142条で規定している市長の兼業禁止規定ですけれども、こちらを自治基本条例に載せなかった理由として、「屋上屋を重ねることになるから」とあります。けれども、これを言ってしまうとほかの分も屋上屋になってしまい、結局何も載せられなくなってしまうので、兼業規定をここから外した理由として「屋上屋を重ねることになり」はおかしいのではないかなと思います。

それからもう一点、同じ場所なんですけど、確かに142条で兼業禁止を規定しておりますが、例外として2分の1以上出資している第三セクターについては、兼業を認めるというようなことが書いてありますが、これについては地方自治法では定めていないところではないかと思えます。つまり地方自治法で書いてあるから書かなくていいと言い切ってしまうのではなく、むしろ自治基本条例で取り扱うべきは、地方自治法に書かれているけれども、あとは各自治体で運用せよといったような微妙な部分、そうしたところに踏み込み、例えば、これを市長のコンプライアンスである第三セクターの役員になったとしても、私物化せずに市民の福利のために働きなさいよといったようなことを入れるとか、そういった他の法律には書いていないからその微妙な部分を踏み込んで書いていただけたら、もっときめ細やかだったのではなからうかと思えます。

なお、今、私が話しているところについては初めて言うことではなくて、部会を通して意見対応集等にも載せてございますが、回答が得られなかったので、今ここで質問をさせていただきました。

鈴木委員長

ありがとうございます。詳しくは編集委員の方から説明をお聞きいただければと思いますが、これについても何時間と議論したところであり、ここに書いてある以外の部分、逆に言うと責任を持って市長が管理をしなきゃいけないという意味合いもあるというところは、多く意見が出たところです。つまりそれだけ出資しているとか、そ

れだけ重要な機関である場合、逆にあえて市長以外、副市長がやっているとか、結局ほかの役所の方がやっている、結局は市長だけを禁じたところで何かというところは逆にあるんだというようなところもあったんですが、逆に責任を持って監督責任というところでの側面もやっぱりあるんじゃないかという意見などは多く出ていました。

つまり禁止じゃなくて、逆にそれを責任持って管理監督する責任があるという側面から、そうじゃないかというような意見もありました。ただ、屋上屋のことについては、まさにおっしゃるとおり、先に私も例えば公益通報制度だとか、情報公開のこととか、そういったところについては、実は個別に書いてある、さらにここに載せるのはどうかというのは、まさにおっしゃるとおりだと思います。ただ、ここについては急に個別事例的な話になったから、逆にバランスがよくないのではないかという話があったんですけども、これ以上の明確なことは編集委員会の方から聞いてください。ちょっと私もこれ以上は説明がうまくできません。済みません。

神尾委員

ありがとうございました。

立石委員長

ほかに。もしご意見がないようでしたら、この案文を素案として確定したいと思います。いかがでしょうか。浅羽委員さん、どうぞ。

浅羽委員

何度もしつこいように申し訳ありませんけれども、先ほどの編集委員会の中でもいろいろ議論が分かれていたという話を鈴木さんからお話をいただきましたが、この自治基本条例という性格を考えると、この市をどうやって私たちは治めていくのかというところは、一番根本になるのかなと思ひまして、恐らくいろいろな学説やいろいろな先生方のご意見などもあるとは思いますが、ただ私たちはこの自治基本条例策定委員会を通して、しっかりとこの市を私たちはどう治めていくのかというのを考えるというプロセスが大切なのではないかなと。この辺、今までいろいろスケジュールに追われてなかなかじっくり考えるという議論は、各部会の中ではそれほどできなかったのではないのかなと思ひますので、意見がたとえ一つにまとまらなかったとしても、きちんとやはり部会の中でも起草委員会の中でも考えたいとは思ひます。

立石委員長

今日、これが素案と確定した後も、皆さんの意見、策定委員会の全体の皆さんの意見を含めて、部会からの意見、さらには、対話集会やフォーラムでの意見、そしてこれからパブリックコメントでいただく意見、そういったこともまだまだ盛り込まれ

る可能性がある、そして議論を進めていくということを前提にした上で、これから定期的にこの会議を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、この素案を本日をもって、自治基本条例策定委員会の素案ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(拍手起こる)

- 異議なし -

立石委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

いま一度、鈴木委員長さん初め、編集委員の皆様に変更して感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。(拍手起こる)

なお、この素案につきましては、10月20日からパブリックコメントにかけ、広く市民の皆さんからご意見等をお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(2)(仮称)起草委員会の設置について

立石委員長

次に、(2)(仮称)起草委員会の設置についてであります。素案が確定したことにより、次の作業を行っていただく組織を新たに設置するものであります。

(仮称)起草委員会の役割としては、素案に基づく前文、体系も含めて条文に近い形の素案と解説を作成するという技術的・専門的な作業をお願いするものであります。

さらに、市民フォーラムや対話集会、パブリックコメントで寄せられた意見等を検討していただきます。メンバー構成等につきましては、各検討部会からのご意見を参考にしながら、運営調整部会で審議をさせていただきました。前回の運営調整部会におきましていろいろなご意見をいただいたわけではありますが、まとまることがなかったもので、最終的には私と5人の検討部会長さん、さらには鈴木編集委員長さんの7人に一任され、調整をさせていただきました。そして、私のほうでは、まず皆様のご意見を拝聴して、その上で私の個人的な私案を提出をさせていただいて、皆さんに決めていただくというような形をとりました。

まず、メンバーは、この資料の2に書いてありますけれども、3人、そして学識者が1人、公募委員2人ということを私のほうで提案をさせていただき、さらに人選につきましては、まず学識者といたしましては、第4検討部会の部会長でもあります三宅委員さんを選考させていただきました。その理由につきましては、前回の運営調整部会でも起草作業は三宅部会長さんが適任であろうというご意見もありましたし、さ

らに私が部会長さん並びに鈴木委員長さんのほうに意見を聞いたところ、やはり今回も複数の方が三宅部会長さんに推薦があり、私は法律の専門家でもある三宅部会長さんが皆さんの声として多いということで選考をさせていただきました。

さらに、公募委員の1人目は、第2検討部会の高橋委員さんであります。選考理由としては、運営調整部会のメンバーの中からも1人選んで、その会の報告をいただくときに運営調整部会のメンバーを入れたほうがいいたろうということと、さらに編集委員会がこれまで17回行われたわけですけれども、これについてこのメンバーの中で一番多く登場をされていたということでもあります。以上が選考理由であります。

公募委員のお2人目は、編集委員会から1人どなたかやっぱり入っていただくという考えのもと、第3検討部会の森委員さんを選考させていただきました。これにつきましては、私あてに推薦があったこと、そして編集委員会の委員であり、編集委員会を経験しているという事です。この選考理由によって、以上の3名の方を私は選考し、5部会長さん並びに鈴木委員長さんに提起をさせていただき、ご了解をいただき、さらには先ほどの運営調整部会でも皆さんのご理解をいただいたところでもあります。

このほかに鈴木編集委員長さんを推すという意見もありましたが、また一方で5つの部会から出てきた提案を素案になるまでまとめていただいた手腕は、本当に非常に私も高く評価しているところでありますが、編集委員会の正副委員長さんがこれまで携わってきた時間、さらには能力、非常に大きなものがあると。またさらにこの正副委員長さんに素案にする起草委員会のほうでかわっていただくことは、過度の負担を強いることになるのではないかと。一部の方だけにそういう負担を強いるのはいかなものかと、こういうご意見等がありましたので、そういった意見も尊重させていただきながら、以上で決めたわけであります。

実は、この前の運営調整部会でもいろんなご意見をいただきました。その中にはやはり5部会あるから、5部会の中から1人ずつ選ばれるのがベストではないだろうかというご意見、これは前回の運営調整部会でもいただきましたけれども、私もそのことについてはそのとおりと思うところもあったんですが、今回は第1部会と第5部会の中からは選ばれなかったという形になりましたけれども、これも5部会長さん、さらには鈴木委員長さんからいただいた意見の中で、より多い意見を私は尊重をさせていただいて決定に至ったところです。この人選については、非常に苦渋の決断をさせていただいたわけではありますが、以上の理由、そして先ほどの編集委員会でもそれには部会の意見を担保するにはどのようにしたらいいだろうかと、それはやはり運営調整部会という部会の中で起草委員会で上がってきた、議論しているものをしっかりと検討していく、運営調整部会の会議もこれまでに増して開催していくと、こういったことで担保し、それをまた部会に持ち帰ることだというようなことにしようと、こういった意見で先ほど起草委員会の人選、さらには設置についての名称及び構成委員と

いうことについてご理解をいただいたところです。

以上の説明をさせていただきましたが、皆様から何かご意見をいただければと思います。

庵地委員

この3人の方について何かということではないんですけども、先ほど推薦がありましたということでおっしゃっていたんですけども、この推薦をしてそれで決まるのであれば、ほかのどういったところからの推薦でどういういきさつがあってお決めになったのかというところがちょっと不透明だと思いました。推薦ができるのであれば、ほかにも推薦したかったという方があっていいかなというふうに思いました。

あと市民との対話集会というのを私たちが今週聞いたんですけども、その中でも50万市民の川口市にありながら、たった50人の委員会、そして昨年7月から始まってから2年弱の時間で、本当に川口市の将来を決めてしまおうという自治基本条例というものを決めてしまっているのかという厳しい意見がかなり市民の方から寄せられました。私が策定委員会、今日、特に感じたんですけども、もう終わりが決まっています、もうそこへのタイムスケジュールを無理やり合わせていこうとしているのではないのかというか、そういう意図をすごく感じてしまったんですけども、先ほど高橋委員がおっしゃったように、私たちの部会でももう少しここから深めるべきじゃないかというところが、よく深められていなかったりというふうに感じましたので、その終わりのほうだけ決まっているのではないのかというところについて、ちょっと足踏みしてもいいのではないかなという感じがします。ですから、少人数の方のほうで確かに話はまとめやすいとは思いますが、起草委員会のメンバーについても、それから着地点ですね、終点についてももうちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

立石委員長

後の質問からまず答えさせていただきますが、私も基本的には議論に時間を費やすということはもっともだと思いますし、最初から一応あくまでもスケジュールはきちんと立てた上で、いや3年でも4年でもいいですよということではなくて、当初に設定をしたスケジュールに乗れるものなら乗って、その方向性で結論を見ようという方向で進めていく。しかし、今までも多分組んだスケジュールとは違った形で進んでいることも確かだと思います。途中で例えばこの素案案ができた段階で、パブリックコメントをかけましょうということ、さらには対話集会をやりましょう、それからフォーラムをやりましょうと、当初何も計画してなかったことで起こってきていると

ころではないかなというふうに思っています。それはすべて部会で検討していただいて、運営調整部会で決定をして進めているということでありまして、スケジュールも毎回変更されているんですね。そういった意味では議論が足りないのであれば、ぜひ運営調整部会のほうに言っていただいて、議論をする場面をつくっていただければいいかなということを感じています。

もう一点、推薦のあったという話であります。私が私案をつくるに当たり、5部会長さんと鈴木委員長さんに、このメンバー、さらには人数、どのように進めるかということについてご意見をいただいたところです。その中で推薦があったということでもあります。

以上です。よろしいですか。

庵地委員

ありがとうございます。

立石委員長

ほかに。よろしいでしょうか。どうぞ。

林委員

私、広報・PIチームにも入らせていただいています。それで対話集会に関わらせていただきましたが、自分が同じ部会の皆さんと一緒に直接関わったほかに、日程が合ったのでほかの部会の方が担当されている対話集会にも一市民の立場ということで参加させていただきました。その中で、今、庵地さんがおっしゃったように、例えば、もう少しゆっくり考えて条例を策定してもいいんじゃないかという意見が、たまたま私が行った複数の会場に出ておりました。また、ある会場なんかは、小さい子どもを連れた若いお母さんから、年齢の高い層まで幅広い参加があり、そういった方々が、真剣に、本当に策定委員じゃないけれども、自治基本条例に高い関心を持ち、いろんな感想、ご質問、ご意見等をおっしゃっていました。

これからパブリックコメントで広く市民から意見を聞かれると思いますが、素案が先ほど皆さんの拍手で一応確定はいたしました。いろいろな方々の思いをぜひこれからも、思いを酌み取って、素案に入っていないからだめだとか、素案を超えるからだめだとか、そういうことではなくて、本当にこれからの川口をつくっていくために、次の未来世代に残すために、本当に大事なんだという原点を大事にしながら、ぜひ前向きに反映させていただきたいと、切に思います。何て言ったらいいのかわかりませんが、広報・PIチームの立場としても、二重の意味で意見を言わせていただきました。よろしく願いいたします。

立石委員長

貴重な意見、ありがとうございました。ほかにありますか。

吉澤委員

第4部会の吉澤でございます。起草委員会では、人数も狭まれていくとなると、スポーツカーと同じでちょっとハンドルを切るとかなり内容が変わってしまう状況になってくるんじゃないかなというふうの一つ思うので、一方は今だけの条例じゃなくて、将来大分高齢化したりとか、そういうときに執行されるのかなということ。もう一つは、今決めたとしても、それが何年後じゃないと執行されていかないというか、そういう基準でのお仕事をこれからされるので、ぜひとも魂は現場に宿るということもありますもんですから、これから委任された皆様方がかなりの部分を背負っていくことになるので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

立石委員長

貴重なご意見ありがとうございました。

小島委員

編集委員をさせていただいたんですが、非常にタイトルとか前文とかビジョン、協働、すべてにおいて審議未了な部分がたくさんございます。体系もできておりません。そういった状態で、この1カ月半で3名の委員でやるという起草委員会は、非常に大変だと思います。

それと、第1検討部会と第5検討部会からは出てないということで、調整がこの部分によりますと、運営調整部会と調整しながらと、各検討部会は何をやっていいかわからないというような状況も考えられるんですね。編集委員会の我々も、会議が6時30分ぐらいから始まって12時までかかることもあり、なかなか審議が進まない状況だったんですね。それを1カ月半で3名の方がまとめていくというのが大変だなという感じがするんですが、そこら辺のことをちょっと確認したいと思うんです。よろしくお願ひします。

立石委員長

今までも編集委員会の中で、今日のこの素案にまでまとめていただきました。先ほど鈴木委員長さんも運営調整部会での報告の中で、例えば2つの意見に分かれたときに、お互いの意見が尊重し合ってわかりあえるんだけど、決することには至らなかったと説明されていました。要は、当初から考え方の違いが委員さんの中にもあり、それをまとめる作業ができた部分とできなかった部分がある。そういった意味では、時間をかけなかったからできなかった、時間をかけたからできたということだけ

ではないというのが、先ほどの報告にありました。素案をつくるに当たって、3人の起草委員会のメンバーを選考させていただいて、1カ月半という時間が果たして短いのか長いのか、やっていただいて途中でまとまらなければ、また時間が延びるということも私はあり得るのかなというふうに思います。

ただ、あくまで先ほどもお話ししましたけども、当初の計画に基づいて進めていく。しかし、そういうところに多分当初はパブリックコメントで1回だけで素案ができてからというような話もあったかと思うんですけど、当初の計画ではですね。しかし、やはり素案をまだ固まらないものを市民の皆さんにご意見をいただこうというようなこともあって、素案をパブリックコメントにかけることにしたんですね。そういった意味では、これからも素案をつくるに当たっては、先ほどから皆さんの意見をもっと尊重してもらいたいという意見がありましたが、そういったことはこれからぜひご意見をいただいて、起草委員の皆さんにそういったことを取り入れていただきたいというふうに思います。

そして、部会との関わり方ということがありましたけれども、これからパブリックコメント等や、今日これが確定したわけですが、これについてもまだ部会の皆さんでご意見をいただけることもあるかと思えます。さらには、パブリックコメントの内容や対話集会でのご意見等を部会員の皆さんにご紹介をしていただき、それをまた部会で議論をしていただくという作業があるかと思っています。

そして、起草委員会で行っていることを運営調整部会に報告をいただき、その運営調整部会で報告があったことを各部会にフィードバックをするといいますか、また議論をしていただく。もしかすると起草委員会でどうしてもまとまらない点について、部会にもう一度議論をいただきたいと、こういったようなこともあるかもしれないという気がいたします。

ほかにありますか。

河合委員

これまでのスケジュールに関連して、私のほうから質問させていただきます。

これまでスケジュールで、要は1カ月半の間で起草作業ができるのかという質問がありましたけれども、確かにそれも重要な点ではあると思うんですけども、自分が心配しているのは、要はこの起草作業というのは本当にその気になればできるわけなんですね。ある観点からぱったり切り裂いてしまえば、簡単にできるわけなんですけれども、心配しているのはその作業を行ってしまうのかどうかということです。しっかり話し合われた上で、そういったことを行うことができるかどうかということが私は心配です。

もう一つは、個人的にはもう1カ月半という時期というのは相当厳しいなというのがあって、事前にもう編集委員会でも述べたんですけども、一応その理由を言いま

すと、切り詰めの作業というのは非常に慎重さを伴うもので、まず議論が必要になってくる。もう一点は、今まで編集委員でやるべきところについて省いてきた作業というのがかなりあるわけで、起草委員には、それを補足するような責務があるわけですね。なので、それを補うようなところを取り組んで、さらに時間がふえると。なおかつ、専門的な話になってくるので、知識のない公募の委員の間と専門家の間での知識の相互了解が必要になってくると思います。そのための調整に時間がかかります。ほかにもいっぱいあると思うんですけども、それらをすべて合わせると日程的に、相当厳しいと思われます。その上で1カ月半と一応決めてあって、個人的には期間が心配なのではなくて、どこかでぱっきり切るようなところが入ってくるんじゃないかというところが心配なんです。そこについて、多分、これを言っても余り意味はないと思うんですけども、要は注意していただきたいというか、一応意見ということで述べさせていただきます。

立石委員長

ありがとうございます。先ほどもそのようなご意見をいただきました。この素案を素案にしていくに当たって、ここに書かれてないことがもし書かれるようなことになってしまうと、要はそういったときはきちんと運営調整部会でもチェックをしようじゃないかと、そのために、運営調整部会を急ぎょ開くと、そういったことになるというようなことの見解がありました。そういうような進め方をしないと、また部会の皆様に意見を聞いたり審議いただく時間もついたりしなければならぬときがあるというふうに思います。

大崎委員

一つ提案があります。

立石委員長

はい、どうぞ。

大崎委員

第4検討部会の大崎です。今、素案をつくるという最後の話になっておりますが、それがつくられると条例案が確定するわけですね。議会で審議するわけです。それで、私の提案はこの3名の中にもう一人、議会の人を入れていただけませんか。それは議会で通りやすくするためです。おれはこんな自治基本条例は知らん、だから議会は議会だというような感覚になりますと、このせっかくつくれた議案が通らないことだってあり得ます。これはネガティブな言い方ですけども。やはりスムーズに市民のための自治基本条例をつくるなら、市民の代表である議員の方にも入っていただいて、

議会の中でもみんなが賛同するような行動を起こしていただきたい。これが一番大事じゃないかというふうに思います。おれは知らなかったということでないようにしていただきたいです。そういう意味で、議員の方の参加をお願いしたい。

以上です。

立石委員長

逆に、運営調整部会で議員は入らせないほうがいいというような、そういった声も私は多かったかなというふうに思います。さらには、5部会長さん、鈴木委員長さんに私がこの私案をつくる前にご意見をお寄せいただいたのですが、そこにも議員さんを入れるということをおっしゃる方は、どなたもいなかったというのが現状です。

大崎委員

議員には異議ないんですね。

立石委員長

議会でまた改めて審議をする時間をとるようになります。

大崎委員

改めてというのはおかしいと思いますが。

立石委員長

それは改めて議案を審議することになるという意味です。

大崎委員

それは形式的ですね。何のために議員をこの委員会に入れたのですか。やはり市民の代表としてやってくださっている、その人たちが一緒になって、議会でこれを通さなくてはいけないからです。

立石委員長

別の意味では、全議員にこれまでも2回、この自治基本条例の進行状況や文面等も提示をして、さらに議員の研修会という形で理解を深めていただく作業をやってきております。

大崎委員

結構です。わかりました。

立石委員長

そういったことをぜひ起草委員会の皆さんに注意してやっていただけるように、私からもお願いしたいと思います。

ほかに、ありますか。

吉澤委員

今、手続のお話が出て、運営調整部会を2回ほど開くというような話がありましたけれども、そうだとするとやっぱり部会の開催との連動性もしっかり担保していただいて、運営調整部会は集まったんですけども、そこで決めちゃって部会に返れないとか、何も意見を聞かないで決めたんだということがないように、一つは記録を別に議事録にまとめるとか、その辺のところをしっかりと担保していただいて、部会によっては出ない方がいらっしゃるわけですから、その場合にはどのような対応をするか、今までと違った形をひとつ考えていただきたいなと思います。人数が3名ということで、かなりの速度を出すということですから、先ほどスポーツカーと申し上げましたので、一般の我々の普通の軽トラぐらいがついていけるようなレベルで情報を提供していただきたいと思います。

立石委員長

先ほども運営調整部会で出ましたけれども、議事録で一言一句出すとちょっと意見が言いにくくなってしまうというような、そういう弊害のないためにも、内容的に問題のないことはぜひ公表する形で皆さんに各部会でご意見を深めてもらえるものがあれば、ぜひさせていただきたいというふうに思います。

ほかにありますか。はい、どうぞ。

林委員

第1部会の林ですけども、さっき、一つ意見を述べさせていただきましたが、前回市民フォーラムが行われたときに、川口市内から参加された方がもちろん多いわけですけども、市外からも実は市民フォーラムに参加された方がいらっしゃいます。また、川口市で現在こうやって策定が進行中ですけども、ほぼ同時期に近隣のところでも策定が進められているところなんかもあります。また、近々うちの市でも策定をやりたいなというところなんかも聞こえてきております。そういったところで私たちどうしても川口市民は、この策定を行うときに川口市内のことだけしか恐らく目が行かないというふうになりがちなところが、もしかしてあるんじゃないかと。実は、そうじゃない、市の外側からこの私たちが今携わっているこの自治基本条例がどんな中身を持ち、それからどういう過程を経てつくられていくのか。それを市外の方々がいろんな期待や、あるいは関心などを持って見つめているのも本当だと思います。そ

うした中で私たち川口市民として、これから残していくべきこの自治基本条例を本当にこれから起草委員会の方々とか大変な思いをされるかと思いますが、そういう川口市内のことだけではない、もう川口市でこれだけつくったんだよと言って胸を張って誇れるようなものをお示しできるようなものをつくっていただけたらなと思っております。市外からそうした動きも期待もお聞きしておりますので、その点もあわせて追加の意見ということでお話しさせていただければと思いました。よろしく願いいたします。

立石委員長

ありがとうございます。ほかに、はい、木岡委員。

木岡委員

第5部会の木岡です。編集委員会にも携わった関係で一言ちょっと言わせていただきたいんですが、編集委員会で確かにまとまったこともあれば、結局まとまり切らなかったなという両面ありました。ただ、とはいえ編集委員会のメンバーであれだけの時間、5月からかけて毎回何時間もやってという中で、議論をすればするほど内容については濃くなったし、発展したのかなというふうに考えているので、先ほど鈴木委員長がなかなか、いくら議論してもだめなものだめなものかなというような趣旨と私にはちょっと聞こえてしまったんですけれども、とはいえ議論をするということが大事なのかなというふうにすごく痛感しているということを、ちょっと一言述べさせていただきたかったのと、今日この後、起草委員会ということになれば、ちょっとこの3人ということになると、例えばですけども、第5ばかり言うなと言われると何ですが、第5部会として、対話集会の意見を受けたりとか、パブリックコメントの意見を読ませてもらった上で議論をした内容を、どう起草委員会に届けるのかというところが何とも見えてこないというのが正直な思いとしてありまして、そこが担保されない中で起草委員会が進んでいくと、しかも編集委員会で合意できたこともあればできなかったこともあるという中で、1カ月半でどこまでできるのかなということで、本当に1カ月半で、余り議論ができない中で作り上げるとなれば、今回出た素案を1回基本的にもう外れられなくなってしまうのではないかなというふうに思います。それで、もっと言ってしまえば、これで議論は終わってしまうのかなというような心配をちょっとするので、この形でいった場合、各部会から出た意見、またはパブリックコメントや対話集会で出てきた意見をいかにそれを届けて反映させて議論をしていくのかというところが見えないと、ちょっとこのままだとどうなのかなという思いがあるから、ちょっと意見します。

立石委員長

先ほど、運営調整部会でも金井部会長さんから、その点について説明がありました。

要は、私が5部会長さんに、試案をつくるに当たってどのようにしたらよいかという提案をいただいた中で、人数は少人数にするけれども、今、木岡委員さんが心配される、要は部会との調整というか連携というか、それを担保するというのも重要である。その担保するという点については、運営調整部会の中では、今のスケジュール以上に運営調整部会を開催して、そこでお互いの部会からの意見や起草委員会からの意見を調整したり、また、先ほどもお話ししたように、部会にまた戻していくのか、部会の意見をそこでも述べる機会をつくるというようなことを担保していこうという方向で進めようということになりました。

木岡委員

ありがとうございます。確かに私も先ほどの運営調整部会、傍聴させてもらっていたので、お話は聞いてはいたんですが、残念ながら、第5部会でじゃあ意見なりいろんなまた次の議論がなされて、こんな議論も出たよというような、出てきた場合に、運営調整部会に1回出て、そこからまた起草委員会に行くという段階を踏まざるを得なくなってくるというところで、そこまで1カ月半の間に機動的にできるのかと、そんなしょっちゅう運営調整部会が開催されるのかなという不安がありますし、やはり段階が入れば入るほど真意というのは伝わりづらくなるであろうというあたりも危惧するところなので、何かもっといい方法はないのかなというのが正直な思いです。

立石委員長

今までも多分、部会に編集委員会から戻っていく作業があって、今日、起草委員会が設置されれば、これから起草作業に入っていただくわけでありませけれども、今までにも議論をしていただいて、また各部会で議論していただく。その上で、またさらにまとまらなかった部分等を形にしていく、そしてまた、このところでいただいた意見を参考または取り入れるというような作業になっていくということですが、その期間でいうと、本当に、この後スケジュールについてお話をする形になるかと思えますが、それで足りるのかどうかということは、まずスタートをしてからということになってくると思います。ですから、今、木岡委員さんが心配されている点も私もよくわかりますが、あえて私はこの起草委員会の設置、そしてメンバーの人選、目的等をここでぜひご理解をいただいてスタートさせていただき、そして、そんな中で起草委員会の議論が足りないということであれば、またその時点でそういった議論をさせていただきたいと思っています。

ほかに、ご意見はありますか。

異議なし

立石委員長

特にないようですので、それでは、今、いただいたご意見を参考に、起草委員会を進めていただきたいと思います。このような形で進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

異議なし

立石委員長

ご協力ありがとうございました。それでは、起草委員会を設置して進めさせていただきたいと思います。

(3) 今後のスケジュールについて

立石委員長

次に、議題の2(3)今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いします。

総合政策課長

お話の中にスケジュールのことが出ておりました、改めてここでスケジュールのお話をするのは、非常にしにくい場面でございますが、説明させていただきます。

本日の第9回運営調整部会、さらにこの第5回全体会で、ご承認をいただきました起草作業のほうに移らせていただく考えでございます。

また、中段にあります各検討部会におかれましては、まずは対話集会で意見をいただいたものを取りまとめていただき、起草委員会の方にご報告をいただくよう考えています。その後は、起草委員会で素案に対してのご検討もいただきたいと思います。また、意見が割れている部分など、その辺の意見についても各部会で検討をお願いしたいと考えております。

また、下段にありますパブリックコメントにつきましては、素案に対して10月20日から11月18日の30日間で行います。この意見に対しては、事務局で取りまとめて起草委員会にご報告させていただき、ご検討いただきたいと思います。

また、あわせて後日、職員向けのパブコメもかけてまいります。職員向けのパブコメには、広報・PIチームからの依頼でありますアンケート調査を兼ねたものの対応を考えているところでございます。

なお、起草委員会においては、素案の範囲を超える意見等については運営調整部会を必要に応じて開催し、調整しながら進めることも視野に入れておりますので、こ

の対応についてもご了承を願います。したがいまして、起草委員会はこれらを受け、おおむね12月上旬には素案の完成をいただき、さらに、運営調整部会及び全体会を開催し、お諮りさせていただきたいと思っております。

なお、12月中旬の日程を確定させていただきました。12月17日水曜日、運営調整部会さらには全体会の開催を予定しておりますので、あらかじめ日程の確保をお願いいたします。また追って通知をさせていただきます。

素案が承認を得られましたら、引き続き、第2回目のパブリックコメントを予定しております。通常パブリックコメントは1回30日間と決められておりますが、今回、2回のケースは本市では初めての試みになります。したがいまして、第2回目のパブリックコメントについては期間を10日間とさせていただき、そこでの意見も同様に起草委員会に報告をし、ご検討いただきたいということでございます。あわせまして、各検討部会でも素案というものができ上がっておりますので、その検討もいただきたいということでございます。

そして、年明けの1月中旬には起草委員会で素案の完成をしていただき、これを第11回になってますが、この運営調整部会及び全体会議にお示しをさせていただきまして、了承を得ましたら、この素案で答申となるということであります。したがいまして、この答申をもって、市において、条例本審査を経て条例案が確定され、その条例案を2月上旬の部会、全体会におかけいたしまして、その後は議会の議決の流れにより、平成21年3月議会に提案し、上程後、議会でご審議いただいて、議決をいただくという流れを現在のところ考えております。

立石委員長

スケジュールについての説明がありました。ご質問がありましたら、お願いいたします。

大崎委員

第4の大崎です。今、素案をつくるとか条文をつくるということに、皆さん時間があるのかないのかなと心配しておられるわけですね。私もその一人です。で、議会のほうを見ますと、2月中旬から3月末まで、できたものを審議するのに1カ月半かかる。それで、それ以前のところはもう死に物狂いでやってる。何か作業の濃さが違うのではないかと思います。できましたら、議会のほうをもっともっと精力的に審議していただいて、この日程を、素案をつくるとかそれから条例の本審査、こういうものにもう少し余裕を持たせてもらえるような工夫はできないものだろうか、議会で1カ月半は長すぎる、そう思います。

立石委員長

これは、2月の中旬の議会の全員協議会というのが、多分、この時点で条例案ができていればここで全員協議会でまず紹介をしますよという形で、議会自体は3月上旬から下旬にかけての1カ月間という審議の流れだと思います。しかし、審議する前に、案ができた段階で全員協議会で紹介するという形もございます。

大崎委員

ということは、全員協議会がなくてもいいんですね。

立石委員長

なくてもいいという考えもあるかもしれませんが、要は、やはり理解を深めるという意味で、今までも全議員に対して、自治基本条例の進捗状況、自治基本条例とは、そういったことをやっていくということで説明してまいりました。この3月議会の前に、議会のほうでまた説明会等もやることは考えております。

大崎委員

今、委員長は、議会のほうが勉強会を大変多くやってる、だからそういうようなことは心配なくていい、そういうふうに言われました。にもかかわらず、ここでは全員協議会でやらなくてはいいかん、それでは矛盾するのではないのでしょうか。

立石委員長

それはちょっと、解釈の違いがあります。たくさん勉強会をやってるということではなく、実は市民の皆さんからも、議会も基本条例についてしっかり理解をするように、行政もしっかり理解をするようにというようなご意見もありますし、我々議会としても、その自治基本条例というのは川口の大切な条例であるというふうに理解して勉強しているということです。

ほかにありますか。

林委員

今回パブリックコメントが2回想定されてますけれども、第1回のパブリックコメントは日時、期間がはっきり明示されております。で、2回目のパブリックコメントを12月中ということで、10日間という期間は書いてありますけれども、いつからいつまでなのかというのがここに明示されておられませんけれど、現段階でいつごろというのは、今からでも見えてる部分はあるんでしょうか。ちょっと書いてないので、その辺もお聞きできたらと思ひまして質問しました。よろしくお願ひいたします。

立石委員長

多分、これは起草作業がまだ確定できてない状態ですので、運営調整部会、さらには、策定委員会を開いてご理解をいただければ、その後、パブリックコメントに移れるということで、日程がはっきり決まるのかなと思います。したがって、今の時点では、すべてこういう方向で行きたいという予定はあくまで予定であり、日程を示すことは、現時点ではちょっと難しいかなと思います。

林委員

わかりました。ありがとうございます。

立石委員長

ほかにありますか。

浅羽委員

細かい質問で恐縮ですが、職員向けパブコメをアンケートを兼ねた形で実施してくださるということで、非常に、ぜひというふうに思います。ひょっとしたら広報・PIチームの方に質問になるかもしれませんが、このパブコメについては、職員さん向けのパブコメについては無記名という形になりますでしょうか。できましたら、記名をするという形になりますとなかなかいろいろ書きづらい面もあるかと思うので、ぜひ無記名で自由に職員さんたちが書けるような形のアンケートをとっていただけたらと思います。

立石委員長

アンケートの詳細は、決まっているのですか。

総合政策課長

広報・PIチームのほうから案として出されている職員向けアンケートは、内容がパブコメとほとんど同じで、同じものを2回やるのはいかがなものかということもありまして、つまり、「自治基本条例をあなたは知っていますか」というような問いかけは、普通はパブコメにはありませんので、そういう内容を入れてアンケート形式で対応させていただこうかなと思っています。一応、無記名でつくっているそうです。

浅羽委員

ありがとうございます。

林委員

事務局からのお話にも、広報・PIチームから若干補足をさせていただきます。

今まで、いかに市民に浸透させ、この自治基本条例を知っていただき、また質問・ご意見なども酌み取っていくかというお話がかなり多くの部分出てたかと思います。しかし、先ほど協働というお話、外面はいろいろ論議を深めていくことかと思いますが、ともに手を携え、よりよい川口をつくっていくという市職員さん、川口市役所を担っていくこうした方々に自治基本条例を知っていただき、またご意見なども伺うということで機会をつくれたらと思います。

最初、職員対象の対話集会というお話もありましたが、時間的あるいは諸条件の中で難しいということもありまして、職員アンケートという形でやったらどうかということで、それも忌憚のないご意見で答えやすくしていくために、無記名という形をとろうということで、また、質問内容についても広報・P Iのほうで、事務局さんともすり合わせながら、現在、進めております。

その中で、実は、川口市において、条例や基本計画を策定する際に、市民向けのパブコメとあわせて、これまで市職員さんを対象とした庁内のパブコメも慣例として行われてきたんだそうです。そういった中で、今、事務局さんからもお話があったように、広報・P Iで進めさせていただいていた職員アンケートとそれから庁内パブコメ、これがある意味で趣旨や、それからお尋ねすることの内容が非常に共通し、重なる部分も多い。同時期に同じものが2つ出てきた場合に、それを受けとめる市職員さんも「あれ、どうしたんだろう」とか答えにくかったりするかもしれません。ですから、ここでは市職員さんに知っていただく、また、ご意見をくみ上げるということが大切なので、庁内パブコメの一環として職員さん対象のアンケートを進めていこうということで、現在進めております。

一応事務局さんのほうに、この間の広報・P Iの動きを浅羽さんの質問に対するご回答として補足させていただければと思います。よろしくお願いたします。

立石委員長

ほかにありますか。

河合委員

初歩的な質問なんですけど、スケジュール表の右下の条例案予備審査について質問したいんですけども、条例案による審査というものが12月中旬から始まるんですけども、これはどのようなものなのかということを確認しておきたいと思います。要点としては、素案がどのように扱われるのかということと、自治基本条例策定委員会とどのような関係になるかということをご説明いただきたいと思います。

立石委員長

事務局。

総合政策課長

基本的には、条例案予備審査というのは、条例をつくる前に、こういう条例をつくるということでスムーズに本審査へいけるように、事前に審査を行うものでございます。ただ、今回の場合は、既に法規担当が条例策定に関わっており、いわばその予備審査をする担当者が入っていますので、実質的にはこの辺はクリアされるのかなというふうに思っております。ただ、形式上はこういうものが必要だということでここに記載してあります。

したがいまして、素案ができた段階で、ある程度その辺は進めていって、本審査に速やかに移行できるような対応を考えております。

立石委員長

ほかにありますか。

河合委員

今の質問に関連して、その予備審査でチェックしたところで、ちょっとまだイメージ湧いてないんですけども、何らかの意見が自治基本条例の策定委員会や検討部会に関係してくるとか、そういったことはありませんでしょうか。

総合政策課長

例えば川口の条例としては、こういう表現で統一しているということで、やはりその辺の微調整というのは当然出てくると思います。言葉の微調整でフィードバックすることはあると思います。

立石委員長

ほかにありますか。いかがでしょうか。

なし

立石委員長

それでは、先ほどの進め方でいきたいと思えます。よろしく申し上げます。

4 その他

立石委員長

続いて、議題の3その他であります。平成19年に設置されました市民パートナーステーションで活動する「川口市市民活動と行政との協働推進懇談会」から、素案

のたたき台について、資料4のとおり、私あてに意見が提出されております。ご報告させていただきます。資料4をご覧いただきたいと思います。また、同会から、自治基本条例について話し合う機会を設けてほしいというご依頼が事務局にありました。

これらの対応について運営調整部会で協議いたしましたが、まず、この意見書の取り扱いについては、起草委員会で対応するということとなります。続いて、自治基本条例を話し合う機会については、広報・PIチームの方に担当をしていただいて対応をご協議いただくということを運営調整委員会において決定しましたので、ご報告をさせていただきます。

次に、広報・PIチームから提案のあった対話集会についてですが、開催につきましては、運営調整部会で慎重審議してまいりましたが、委員の皆様におかれましては各部会を通じて議論をいただいたところですが、既に4会場で開催されましたので、その内容を報告していただきたいと思います。第1検討部会から報告をお願いいたします。

金井部会長

第1検討部会の部会長の金井です。第1部会では、10月9日に芝公民館で対話集会を開催させていただきました。参加していただいた方は9人でしたが、部会の委員から、自治基本条例について概要を、あるいは素案のたたき台について一通り説明をさせていただいて、その上で活発な質問や意見が出されました。これについては、大変有意義な意見があったのではないかと思います。そういう意味では、今後、検討する上でこういう対話集会というのは非常に意味があるということを変更して再確認させていただいたかなというふうに思っております。

細かい内容については記録がございますが、ほかの部会においてもご発言等があったかと思います。これらは、運営調整部会あるいは全体会等で議論していかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

立石委員長

ありがとうございました。続いて、第2検討部会、お願いいたします。

永瀬副部会長

それでは、第2検討部会が担当しました対話集会の報告をいたします。第2部会は、10月9日に南平公民館で実施しました。南平地区は、町会としては33、自治会が3ということで36の団体があるんですけども、実際、当日お集まりいただいた方は11名という、非常に寂しい内容でした。

その中には議員さんが、一人いまして、非常に貴重なご意見をいただきました。質

問は余りなかったのですが、ご意見として、冒頭、素案についてはこういうことで皆さんにご理解いただきたいという説明をしましたので、ご意見等が16項目ほど出まして、そのご意見とそれからアンケートを11名の方全員に書いていただきました。これについては、次回の第2検討部会で議論しまして、その結果、起草委員会へ参考資料として提出させていただきたいなど、かように思っております。

内容的には、恐らくほかに2カ所開催されましたので、そう差異はないと思います。以上でございます。

立石委員長

ありがとうございました。続いて第4検討部会です。

三宅部会長

第4検討部会長の三宅です。

10月9日に戸塚スポーツセンターで対話集会を開催しました。日程的に、ほかの部会と重なったので、参加人数は7名で、ちょっと少な目だったのですが、活発な議論を、人数が少ないながらもいろいろしていただき、質問や意見をいろいろ出させていただきました。1時間半、非常に濃密な議論をすることができたと思っております。

例えば、具体的に幾つかご紹介しますと、自治基本条例の中で、自治会等のコミュニティ組織はどのように扱われるのだろうかとか、あるいは、編集委員会の中で編集方針はどのようなものがあつたのかとか、そういうご質問をいただきました。細かくはまた文書等でご報告することがあると思います。

以上です。

立石委員長

ありがとうございました。最後に、第5部会をお願いします。

豊田副部会長

こんばんは。今日は石井部会長さんが欠席ですので、私が報告させていただきたいと思っております。

第5部会は、10月14日中央ふれあい館で開催しました。参加者が14名、そして第3部会が、同じ館内で会議をしておりましたので、応援に来ていただき、総勢で、25人ぐらいの参加がありました。一般参加していただいた14人の方からさまざまな意見、会も1時間半ぐらいかけてやりまして、その中で特に感じたのは、もっと広くこの条例を策定しているということを周知するべきではないのか、また、策定には、もっとゆとりを持ってやるべきではないのか、そのような意見が出ましたけれども、今後、これらをまとめて報告できるのではないかと思いますので、よろしくお願いい

たします。

立石委員長

ありがとうございました。

第3部会につきましては、明日、新郷公民館で開催されるということですので、よろしく願いいたします。

何かご意見、ご質問はありますか。高橋委員、どうぞ。

高橋委員

今、対話集会のお話がありましたけれども、協働のことにも絡みますが、調整ができてなくてNPOをはじめ、いろいろな諸団体が行政を支え、あるいは行政と一緒にいろいろな取り組みを今までやってきた経緯もありますし、これからもそうでなくては、行政そのものが立ちゆかなくなると思うんですね。そういう中で、やはり団体等の意見を聞く対話集会というのは、ぜひ設ける必要があるんじゃないかと、一般市民とはまた違う立場で、今までの行政との関わりや協働に取り組んだ中でのご意見等もあると思いますので、今後も、是非、こういう機会を設けていただければと思います。

立石委員長

これは検討させていただきたいと思います。

それでは、改めて起草委員会に選出させていただいた三宅部会長さん、高橋委員さん、森委員さん、是非、今日のご意見や市民の皆さんのご意見を踏まえて、起草作業を頑張ってくださいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手起こる)

5 閉会(午後9時22分)

立石委員長

それでは、以上をもちまして第5回策定委員会を閉会させていただきます。長時間にわたりご協力ありがとうございました。